

地保第3848号
大大保第3356号
堺子育成第4914号
令和6年2月14日

分娩取扱医療機関等の長様

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課長
大阪市保健所管理課長
堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課長

新生児マススクリーニング検査（SCID及びSMA）に関する
実証事業への参画について（通知）

日頃から、母子保健行政の推進に御協力をいただきありがとうございます。

このたび大阪府、大阪市及び堺市では、こども家庭庁が実施する「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」に参画することといたしました。これにより、従来の公費負担によるマススクリーニング検査（一時対象疾患20疾患及び二次対象疾患5（大阪市は6）疾患）に加え、令和6年3月1日から、重症複合免疫不全症（SCID）及び脊髄性筋萎縮症（SMA）の2疾患の検査も公費対象となります。

つきましては、本事業の実施方法を説明する録画動画をWeb上で配信いたしますので、業務ご多忙のところ恐縮ですがご視聴いただき、本事業の円滑な実施にご協力下さいますようお願い申し上げます。

記

1 実証事業の概要

新生児マススクリーニング検査対象疾患拡充に向けた検討を行う国の調査研究事業と連携・協力するため、モデル事業として一部の都道府県、指定都市において2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施

2 事業開始日

令和6年3月1日（金）以降の検査（申込書日付により確認）を対象とする。

3 費用負担

従来の公費のろ紙を活用するため、実証事業にかかる費用は無料

4 対象者

府内医療機関で出生した新生児

5 説明会動画掲載ホームページ（2月19日（月）から3月末日まで公開予定）

- ・大阪府（大阪市以外）：

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/mass.html>

※右 QR コード参照



- ・大阪市：<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371472.html>

※右 QR コード参照



※閲覧いただく動画は、医療機関の所在地ごとに異なりますのでご注意ください。

6 その他

- ・ライソゾーム病など他の疾患の検査を希望される場合は、別途検査機関との契約により実施してください。
- ・本事業に伴い改訂した承諾書兼申込書については、別途分娩取扱医療機関等あて送付します。

〈問合せ先〉※医療機関の所在地ごとに担当が異なります。

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子グループ（大阪市・堺市を除く）

電話：06-6944-6711 メール：chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪市保健所管理課保健事業グループ

電話：06-6647-0650 メール：fc0013@city.osaka.lg.jp

堺市子ども青少年育成部子ども育成課

電話：072-228-7612 メール：koikusei@city.sakai.lg.jp